



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1062	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1063	障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1064	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(").....	2
1065	"	(").....	2
1066	"	(").....	2
1067	"	(").....	3
1068	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(").....	3
1069	救急病院の認定	(医務課).....	3
1070	川辺町周辺土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
1071	道路の供用開始	(道路保全課).....	5
1072	道路の区域変更	(").....	5
1073	道路の供用開始	(").....	5
1074	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	6
1075	"	(").....	6

告 示

和歌山県告示第1062号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年10月15日まで縦覧に供する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成24年8月13日
- 名称
特定非営利活動法人青年学級かいなん
- 代表者の氏名
奥田久美代
- 主たる事務所の所在地
和歌山県海南市木津233番地19
- 定款に記載された目的

この法人は、障がい者福祉の複雑化、多様化の中で不安を抱える障がい者やその他の手助けを必要とする人々に対して住民参加と助け合いの精神のもと自立及び生きがい作りの支援を行い、地域に根ざした様々な福祉サービスを提供し、障がいをもった人々が健やかに暮らせる地域社会つくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1063号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき公示する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3032200010	紀南障害者地域生活支援センター	田辺市たきない町22番13号	地域移行支援・地域定着支援	特定無し	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	平成24.9.1	平成30.8.31

和歌山県告示第1064号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
銀明堂薬局東国分支店	紀の川市東国分430-5	松尾哲也	平成24.9.1

和歌山県告示第1065号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
合同会社みやがわ	和歌山市布施屋828-16 メープル・フレア101号室	訪問看護ステーションみやがわ	平成24.9.1

和歌山県告示第1066号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問	指定年月日

		看護ステーション等の名称	
なんかい薬局	御坊市湯川町財部717-1	桶谷博史	平成 24.9.1

和歌山県告示第1067号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
なんかい薬局	御坊市湯川町財部717-1	—	桶谷博史	平成 24.9.1

和歌山県告示第1068号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
麦の郷訪問看護 ステーション	和歌山市美園町5-5-3	訪問看護ステ ーション等の 所在地	和歌山市栗栖273-16	和歌山市美園町5-5-3	平成 24.8.10

和歌山県告示第1069号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人弘智会 上山病院
- 2 所在地 和歌山市内原998
- 3 有効期限 平成27年9月3日

和歌山県告示第1070号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成24年7月30日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	丸山宗男	日高郡日高川町大字山野219番地1
理事	山本知	日高郡日高川町大字江川1904番地

理事	木下惠一朗	日高郡日高川町大字和佐234番地
理事	藏光利一	日高郡日高川町大字松瀬176番地
理事	前田毅	日高郡日高川町大字早藤317番地1
理事	谷口充	日高郡日高川町大字玄子129番地
理事	九堀崇	日高郡日高川町大字蛇尾312番地
理事	八田啓	日高郡日高川町大字小熊3288番地
理事	山崎辰雄	日高郡日高川町大字土生579番地
理事	玉置孝治	日高郡日高川町大字中津川1291番地1
理事	山本卓哉	日高郡日高川町大字千津川4932番地
理事	山本順一	日高郡日高川町大字鐘巻1756番地
理事	寺井湧	御坊市藤田町吉田1625番地
理事	岡本長司	日高郡日高町大字高家54番地
理事	郷地恒雄	日高郡印南町大字印南原5095番地
理事	弓倉三嗣	日高郡印南町大字明神川417番地
理事	川村重雄	日高郡印南町大字印南3447番地
理事	島本克也	日高郡印南町大字西ノ地121番地
理事	大井義弘	日高郡由良町大字衣奈734番地
理事	垣内康公	日高郡由良町大字三尾川75番地
理事	玄素彰人	日高郡印南町大字印南854番地の5
理事	中善夫	日高郡日高町大字原谷181番地
理事	畑中雅央	日高郡由良町大字衣奈171番地
理事	玉置俊久	日高郡日高川町大字玄子426番地
監事	瀧口俊和	日高郡日高川町大字早藤76番地
監事	上山完	日高郡日高川町大字千津川5009番地
監事	古田祥次	日高郡印南町大字印南2317番地
監事	東本賢一郎	日高郡由良町大字畑44番地

2 就任した役員(平成24年7月31日就任)

職名	氏名	住所
理事	丸山宗男	日高郡日高川町大字山野219番地1
理事	山本知	日高郡日高川町大字江川1904番地
理事	木下惠一朗	日高郡日高川町大字和佐234番地
理事	藏光利一	日高郡日高川町大字松瀬176番地
理事	前田毅	日高郡日高川町大字早藤317番地1
理事	谷口充	日高郡日高川町大字玄子129番地
理事	九堀崇	日高郡日高川町大字蛇尾312番地
理事	八田啓	日高郡日高川町大字小熊3288番地
理事	山崎辰雄	日高郡日高川町大字土生579番地
理事	玉置孝治	日高郡日高川町大字中津川1291番地1
理事	山本卓哉	日高郡日高川町大字千津川4932番地
理事	山本順一	日高郡日高川町大字鐘巻1756番地
理事	寺井湧	御坊市藤田町吉田1625番地
理事	岡本長司	日高郡日高町大字高家54番地
理事	郷地恒雄	日高郡印南町大字印南原5095番地
理事	弓倉三嗣	日高郡印南町大字明神川417番地

理事 川村重雄 日高郡印南町大字印南3447番地
 理事 島本克也 日高郡印南町大字西ノ地121番地
 理事 川口洋治 日高郡由良町大字衣奈764番地
 理事 清水洋三 日高郡由良町大字三尾川113番地
 理事 日裏勝己 日高郡印南町大字皆瀬川263番地
 理事 中善夫 日高郡日高町大字原谷181番地
 理事 畑中雅央 日高郡由良町大字衣奈171番地
 理事 玉置俊久 日高郡日高川町大字玄子426番地
 監事 瀧口俊和 日高郡日高川町大字早藤76番地
 監事 上山佳弘 日高郡日高川町大字千津川5204番地1
 監事 古田祥次 日高郡印南町大字印南2317番地
 監事 東本賢一郎 日高郡由良町大字畑44番地

和歌山県告示第1071号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町小畑字馬場東92番7地先から同町小畑字庄田坪289番2地先まで

供用開始の期日 平成24年9月4日

和歌山県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 比井紀伊内原停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字比井字石ノ瀬1266番1地先から同町大字比井字笠ヶ谷1229番1地先まで	旧	6.70 } 17.60	279.50	
同上	新	12.50 } 34.10	279.50	

和歌山県告示第1073号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 比井紀伊内原停車場線

供用開始の区間 日高郡日高町大字比井字石ノ瀬1266番1地先から同町大字比井字笠ヶ谷1229番1地先まで

供用開始の期日 平成24年9月4日

和歌山県告示第1074号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

摺鉢北谷（2-322-1-001）、中津南東谷（2-322-2-005-1）、中津南東谷（2-322-2-005-2）、小川（2-322-2-006）、中津川（2-322-2-007-1）、中津川（2-322-2-007-2）、小田北谷（2-322-1-002）、上鞆渕（3）（Ⅱ-1553）、上鞆渕（6）（Ⅱ-1565）、上鞆渕（7）（Ⅱ-1564）、中野北（Ⅰ-215）、中鞆渕（6）（Ⅱ-1578）、中鞆渕（17）（Ⅱ-1580）、中鞆渕（23）（Ⅱ-1579）、中鞆渕（24）（Ⅱ-1577）、中鞆渕（26）（Ⅲ-560）、中鞆渕（29）（Ⅲ-572）、中鞆渕（33）（Ⅲ-578）、中鞆渕（34）（Ⅲ-580）、中鞆渕（35）（Ⅲ-581）、中鞆渕（36）（Ⅲ-583）、神通（7）（Ⅲ-20011）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1075号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

菩提院西谷(2-326-1-016)、根来(26)(Ⅲ-713)、根来(27)(Ⅲ-714)、根来(28)(Ⅲ-715)、根来(29)(Ⅲ-718)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)